

令和４年９月定例会

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
総務教育常任委員会	4
福祉生活病院常任委員会	7
地域づくり県土警察常任委員会	9

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	備 考
総 4年－18 (R4.8.22)	総 務	政教分離原則の徹底について	4頁
総 4年－19 (R4.8.22)	総 務	県庁に送信される電子メールの適切な管理について	6頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 4年－17 (R4.8.22)	生 活 環 境	いわゆる靈感商法など、悪徳商法の被害の実態解明と対策強化について	7頁
福 4年－21 (R4.9.15)	福 祉 保 健	障がい者手帳のカード化について	8頁

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

地 4年－20 (R4.8.22)	地域づくり	県民の声に係る回答の基準について	9頁
------------------------	-------	------------------	----

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－18 (R4.8.22)	総 務	政教分離原則の徹底について	
▶陳情事項 議員が、組織としての宗教団体や、その関連組織から政治献金を受けることや選挙支援を受けることを禁じ、憲法上の要請である政教分離原則の徹底をすることについて、地方自治法第99条の規定により、国に意見書を提出すること。			

▶陳情理由

政教分離原則は、すなわち、国家（政府）と宗教団体の分離の原則である。別の言い方をすれば、国家の非宗教性、ないし国家の宗教的中立性である。

日本国憲法では、第20条第1項後段、同条第3項、第89条に関連の記載がある。

日本国憲法 第20条

第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

日本国憲法 第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため…（中略）これを支出し、又はその利用に供してはならない。

とりわけ日本では、たとえば国教承認型をとるイギリスなどと異なって、宗教と政治が結びつき、戦争への道を進んでいったことへの強い反省に立ち、いわゆる厳格分離型をとっている。

その意図は、まず、（1）信教の自由の制度的保障である。すなわち、少数の宗教のみに特別な地位を与えると、それ以外の宗教を信じる者や、無宗教者に、迫害や圧迫が生じるおそれがあるため、これを排し、信教の自由を制度的に保障しようという意図に出たものである。また、宗教は、絶対的な存在を前提にするから、価値相対主義を前提にする民主主義とは相容れない側面があり、（2）国家を破壊から救うこと、という意味もある。さらに、宗教自体も、国家に特権を与えられると、墮落するおそれがあり、（3）宗教の墮落を防ぐ意味もある。

ところで、今、宗教団体の職員が、特定の政党の選挙の応援演説に参加する、参議院選挙の重点候補として支援する、議員に対して献金するなど、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」とする政教分離原則からすれば、問題があると思われる事案が報じられている。なんとなれば、これを許せば、宗教団体が現在の議会政治機構に影響力を行使し、その結果、宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるからである。

もっとも、宗教団体の構成員たる個人の信教の自由は、憲法上もこれが保障されている。一方、組織としての宗教法人やこれに類するものが

政治活動や政治的目的で政治献金をし、国家や政党・議員と結びつくことは、国家や、議会の構成員たる議員との癒着をまねき、政教分離の観点からも問題がある。

ついては、議員や政党が宗教団体からの支援を受けることを禁じる「選挙活動と宗教の厳密な分離」「宗教団体からの政治献金の禁止」をはじめ、政教分離の徹底をすべき旨を、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出をお願いしたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－19 (R4.8.22)	総 務	県庁に送信される電子メールの適切な管理について	
▶陳情事項 鳥取県議会から鳥取県庁内各部局に対して、メールボックスや迷惑メールボックスを定期的にチェックし、県民の方からのメールへの回答漏れが生じないようにするよう求めること。			

▶陳情理由

令和4年6月26日、私が地域づくり推進部県民参画協働課に対して「県民の声」に係るメールを送信したところ、次のようなエラーメッセージが返ってきた。

参考として、返ってきたエラーメッセージの内容を記載する。

Your message

Subject: 県政参画電子アンケートについて

was not delivered to:

kenminnokoe@pref.tottori.lg.jp

because:

Error delivering to kenminnokoe tottori/toripref; Router: Database disk quota exceeded

これは、「あなたのメールは、宛先のメールアドレスに届きませんでした。」「データベースのディスクがいっぱいです。」という内容で、同種の事案は、県庁にメールを送った際に、よく遭遇するものである。調べてもらったところ、「L G W A N接続側のメールボックスでは受信できていましたが、外部接続側のメールボックスでは容量が上限に達し、メールが正常に受信できていませんでした。」とのことだった。

前述のように、これは初めてのケースではなく、県庁内各部局に対し、メールボックス及び迷惑メールボックスの定期的なチェック（フリーメールのアドレスを使用する場合、迷惑メールとして振り分けられることがあり、回答が遅延したケースがある。）を行い、県民の方から受信できていないメールがないかの確認をするよう求めていただきたく、陳情するものである。

▶提 出 者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－17 (R4.8.22)	生 活 環 境	いわゆる靈感商法など、悪徳商法の被害の実態解明と対策強化について	
▶陳情事項 いわゆる靈感商法を含め、悪徳商法の被害の実態究明をし、被害者の被害回復につなげるべき旨を、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出すること。			

▶陳情理由 いわゆる靈感商法とは、靈感があるかのように装い、振舞って、被害者に先祖の因縁、霊の祟りなどがあるとして不安を煽り、壺・数珠・塔などのグッズを、不当に法外な値段で売る悪徳商法である。「たたりがある」「これを買えばたたりが消滅する」「このまま何も対策しないともっと悪いことが起きる」などと、不安をあおり、法的根拠・科学的根拠のないことを理由に商品を買わせるものである。 消費者契約法第4条第3項第6号では、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、」「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること」「により困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」旨を規定している。 一方で、その被害の実態は、全国靈感商法対策弁護士連絡会の調べでは、たとえば2020年について、9億1,807万円との記載があり、いまだ多くの被害がある。しかも、こうした被害は、いわば氷山の一角で、被害者は加害者に洗脳されているケースも多く、被害の回復が困難な場合も多い。 鳥取県では、P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の記録上、どのくらいの被害が認識されているのだろうか。 鳥取県議会として、いわゆる靈感商法を含め、悪徳商法の被害の実態究明をし、被害者の被害回復につなげるべき旨を、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出をお願いしたく、陳情するものである。
▶提 出 者 倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－21 (R4.9.15)	福 祉 保 健	障がい者手帳のカード化について	
▶陳情事項 鳥取県内のすべての市町村において、カード型の障がい者手帳を選択できるようにすること。			

▶陳情理由 「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成31年 3 月29日厚生労働省令第48号）により、平成31年 4 月から、利用者がカード型の障がい者手帳を希望する場合、自治体の判断で交付することができるようになった。しかしながら、鳥取県内では現在カード型の障がい者手帳は導入されておらず、選択できない。 カード型の障がい者手帳には次のような利点がある。 1 カード型にすることで、写真や文字が擦り切れることがなくなる。 2 保険証と同じサイズとなり、財布等に入れることができ、紛失しにくくなる。 3 身体及び精神障がいにより、四つ折りでケースを開くことに比べ、扱いが容易となる。 4 障がい名は裏面に表記されることにより、身分証明や各種割引のために提示する際に相手に障がい名が分かりにくくなるので、心理的負担が軽減される。 5 カードの場合、貼り付け写真でなく写真一体型となるので偽装しづらい。 6 切り欠きや点字シールなどにより視覚障がい者が認識しやすくなる。 中核市であり、岩美町・智頭町・八頭町・若桜町の障がい者手帳の発行主体となる鳥取市においては、令和 3 年 6 月にカード化についての陳情が採択されたところであるが、鳥取県とシステム整備等について協議を行っているとのことで未だ実現されていない。利用者の利便性向上のため、早急に実現いただきたく、障がい者手帳のカード化の採用を陳情するものである。
▶提 出 者 鳥取市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－20 (R4.8.22)	地域づくり	県民の声に係る回答の基準について	

▶陳情事項

鳥取県議会から鳥取県執行部に対して、鳥取県の公聴制度である「県民の声」について、匿名により寄せられた意見であっても、受け取った意見をそのまま担当課に共有するだけではなく、必要なものについては適切に回答や受信報告をするよう求めること。

▶陳情理由

令和4年4月26日、私は県政参画電子アンケートを所管する地域づくり推進部県民参画協働課に対して、制度に係るメールを送信した。参考として、送信したメールの内容を記載する。

「県政参画電子アンケートを実施するにあたって、その結果をHPに公表するだけだと、見ない人も多いと思います。

単にデータを表とともにHPに載せるだけではなくて、HPを見ない人向けに、県政だよりや新聞などに、結果を、担当する課の分析とともに載せたら良いと思います。そうすることで、担当課の問題意識が分かるからです。

たとえば、「令和3年度第1回県政参画電子アンケート「土砂災害」に関するアンケート結果概要」【問4】「市町村が作成したハザードマップ（浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が明示された地図）を持っていますか。（1つだけ選択）」では、ハザードマップを持っていない人が一定割合いるという分析をもとに、担当課がどのような所感を持っており、どういう対策を講じたいかの所見について一緒に記載があると、双方向性があって良いと思います。」

そして、このメールへ返信がくることは、残念ながら無かった。

そこで、6月26日（2か月後）、「4月26日頃に県政参画電子アンケートに関する意見を申し上げましたが、返信が一切ありません。どうなっているか、教えてください。」と送ったところ、7月1日、「4月26日付けでいただいた県政参画電子アンケートに関するご意見については、メールに氏名・住所等連絡先の記載がなかった」、「県民の声では、ご意見者様の名前等を示していただくことで、より対話性と県の回答の具体性向上も期待できることから、匿名のご意見に対しては回答していませんので、ご理解ください。」と返信がきた。

前述の私が送ったメールは、名前がないと回答できない内容だろうか。せめてひとこと、「メールを受信しました。ご意見ありがとうございますございました。」、「今後の県政運営の参考にさせていただきます。」とあっても良いのではないだろうか。

なお、令和4年4月1日受付分～令和4年7月1日受付分で、全体件数442件の県民の声のうち、匿名の意見の割合は50.9%だそうである。わざわざ名前を示すほどでない内容や、質問や回答に個人情報が必要としない意見も多いだろう。また、理由があって、言いたくない人もいるだろう。鳥取県の弁明は、「ご意見者様の名前等を示していただくことで、より対話性と県の回答の具体性向上も期待できる」というものであるが、匿名の意見に対しては回答しないとする方針は、対話性を自ら放棄したものであると思う。

むしろ、匿名の意見にこそ、大切な、県政の改善に資するものが含まれている可能性だってある。

ついては、匿名の意見であっても、受け取ったらそのまま担当課に共有するだけではなく、必要なものは適切に回答や受信報告をすべき旨を、執行部に求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人